

不妊でお悩みのあなたへ

## 藤崎町不妊治療費助成事業

藤崎町では令和6年4月1日から不妊治療を行った夫婦に対して、保険診療として受けた治療の自己負担分を全額助成します。



### 助成対象者（夫婦ともにいずれにも該当すること）

- ・法律上の又は事実上の婚姻関係にある夫婦であって、夫婦のいずれか一方又は両方が町内に住所を有していること
- ・夫及び妻が医療保険の被保険者、組合員又は被扶養者であること
- ・産婦人科又は泌尿器科をかかげる医療機関において不妊治療を受けた夫婦であること
- ・他の市町村から同種の助成金の給付を受けていないこと
- ・町税を滞納していないこと

### 必要書類

- ①不妊治療費助成金交付申請書（様式1号）
- ②不妊治療費等助成事業受診等証明書（様式2号）（医療機関分/薬局分）
- ③不妊治療に係る領収書及び診療明細書原本
- ④②で発生した文書料の領収書原本
- ⑤申請者の保険証の写し
- ⑥限度額認定証の写し
- ⑦高額療養費・付加給付費等がある場合はその内容を確認できる書類の写し
- ⑧町外に住所を有する申請者の住民票
- ⑨夫婦の戸籍謄本
- ⑩夫婦又はいずれか一方が申請日の属する年の1月1日以前に藤崎町を除く自治体に住所を有していた場合は、その住所地における滞納がないことを証明するもの
- ⑪事実婚関係にある者は、事実婚に関する申立書（様式3号）
- ⑫振込先の通帳の写し

### 申請までの流れ

1. 加入している保険証から、**高額療養費の限度額認定証**の交付を受ける。  
（医療機関に限度額認定証を提示すると支払いは限度額となる。）
2. 医療機関、調剤薬局で治療費を支払い、「**不妊治療費等助成事業受診証明書**」を記入してもらう。  
治療費や様式第2号に係る文書料の領収書の保管をする。
3. 必要書類を添えて、**支払った月分をまとめて6か月以内に福祉課健康係へ申請する。**

助成金の回数や詳しい内容については、下記担当までお問い合わせください。